

## 資料－2. 災害予防関連で役立つ事業

※災害に強い水産地域ガイドライン 関連ページ：p. II-9, V-11

### 1. 各種事業制度

水産基盤等の整備・改良にあたり、活用できる事業制度を次頁以降にまとめた。  
(令和4年7月時点の情報で整理している)

表-2.1 各種事業制度（事業概要、主な実施要件等）

事業名	事業概要	主な実施要件	対象施設			漁港		漁場		漁村		海岸		その他	事業主体
			外郭施設	水質浄化施設	並み化施設	水質浄化施設	魚種増殖施設	増殖及び養殖推進施設	漁場の保全施設	防災施設	土地利用施設	地域資源活用施設	その他		
<b>公共事業</b>															
水産流通基盤整備事業	水産物の流通の拠点整備を図るため、第3種、第4種漁港等において、安全・安心な水産物の高品質確保や流通機能の強化に資する高度衛生管理監視ばき所、岸壁等の整備を行う事業	(1) 計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの (2) 漁港施設については、次の条件を満たすもの ① 漁獲量又は第4種漁港であること ② 3種漁港又は第4種漁港であること ③ 2種漁港については、利用漁船の実数数が200隻程度以上若しくは属船総揚量量が3,000トン程度以上													・都道府県 ・市町村 ・水産業協同組合
水産物供給基盤整備事業	漁港・漁場施設の長寿命化や既存ストックの有効活用等を図りつつ更新コストを平準化・軽減するために行う事業 ① 機能診断の実施及び機能保全計画の見直し ② 施設の劣化状況等の機能保全状況を踏へる機能診断の実施及び機能診断に基づく施設の機能保全のために必要な保全・更新工事を盛り込んだ機能保全計画の見直し ③ 保全工事の実施 ④ 機能保全計画に基づく保全工事の実施 なお、本工事の実施と併せて整備する施設の耐震化工事又は耐震性を向上させる工事を実施することが経済的であると認められる場合においては、本工事の実施と併せて耐震化工事又は耐震性を向上させる工事の実施が可能	(1) 計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの (2) 第1種又は第2種漁港については、1漁港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの ① 利用漁船の実数数が50隻程度以上 ② 登録漁船実数数が50隻程度以上 ③ 総揚量率が1億円程度以上 ④ 第3種又は第4種漁港であること ⑤ 漁場施設については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が前項を満たしていること (3) ②については、機能保全計画に基づき適切に日常管理が実施されている漁港・漁場とする													・漁港管理者 ・市町村 ・施設の管理者 （水産業協同組合）等
漁港施設機能強化事業	高潮や波浪の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	(1) 計画事業費が1地区あたりの計画事業費が機能診断にあっては2千円以上、機能強化工事については5千円以上、20億円未満であること (2) ①については、次の要件を満たすもの (ア) 高潮・波浪対策 ① 近年の高潮、波浪の増大等の実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現在の設計種元を上回る漁港施設 ② 近年の高潮、波浪の増大に対し、現在の施設の設計種元の不足が要因となり、越波や浸水等の発生状況に係る規模又は頻度が著しく、漁港の安全性に問題が生じていること (イ) 地震・津波対策 ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝迎波型地震防災対策推進地域並びに過去に地震や津波による被害が発生した地域等に立地する漁港であること													・漁港管理者 ・都道府県・市町村 ・施設の管理者 （水産業協同組合）等
水産環境整備事業	水産資源の回復・増大を図るため、水産生物の生活史に対応した遡海域から沖合域までの広域的な漁場整備や漁港・漁場の環境改善のための水産環境保全を行う事業 (1) 漁場施設の整備事業 ① 魚礁 ② 浮魚礁造場 ③ 浮魚礁システム及びこれに関連する施設の設置により整備される漁場の施設 ④ 水産環境保全のための事業 ⑤ 有明海等の漁場保全事業 ⑥ 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行うたい積物の除去、覆砂、増殖場の造成及び漁場の保全のための事業 ⑦ 水産環境保全 ⑧ 効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行う事業（たい積物の除去、底質改善、藻場・干潟の整備、土砂流入防止施設・水質底質改善施設・漁港浄化施設・廃油処理施設等の整備、清掃船建造、放置産廃物の処理等）	(1) 漁場施設の整備事業 ① 魚礁、② 増殖場の整備に当たっては、 (ア) 計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの（浮魚礁を除く） (イ) 発生数数が900円以上沖合域にあっては発生数数が1000円以上） (ウ) (ア)及び(イ)にかかわらず、沖合における大規模な整備については、計画事業費が一事業につき10億円を超えるもの 等 ② 増殖場 ・共同漁業種の設定されている区域及びこれに隣接する水域に設置するもの：5,000空 <sup>3</sup> 以上 ・計画事業費が一事業につき5千万円以上（事業主体が市町村、漁業協同組合等の場合は3千万円以上）のもの ③ 養殖場 ・計画事業費が一事業につき1億円以上（富裕団体に係るものは1億5千万円以上）のもの ④ 浮魚礁造場 ・計画事業費が一事業につき5千万円以上（事業主体が市町村、漁業協同組合等の場合は1千万円以上のもの） (2) 水産環境保全のための事業 ① 有明海等の漁場しゅんせつ事業 ② 有明海等の漁場しゅんせつ事業 ③ 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行うたい積物の除去、覆砂、増殖場の造成及び漁場の保全のための事業 ④ 水産環境保全 ・計画事業費が一事業につき5千万円以上（市町村、漁業協同組合等が行う事業は1千万円以上）。ただし、放置産廃物の処理については、補助料が行うものについては5千万円以上） ⑤ 漁港区域内における水質の保全等水産資源の環境保全のために実施する水質底質改善施設整備（漁港区域内水域における汚泥、ヘドロのしゅんせつ、漁港における水質浄化施設の整備等）については、全体計画面積が2,500m <sup>2</sup> 以上（第1種及び第2種漁港については1,200m <sup>2</sup> 以上）													・都道府県 ・市町村 ・水産業協同組合



事業名	事業概要	主な実施要件	対象施設														その他	事業主体
			漁港	漁村	海岸	水産物供給	水産物処理	水産物加工	水産物貯蔵	水産物販売	水産物加工	水産物貯蔵	水産物販売	水産物加工	水産物貯蔵	水産物販売		
漁港メンテナンス事業	戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良及び更新を含む。以下同じ。）又は施設機能の向上を図る整備（以下「老朽化対策等」という。）を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命及び資産の防護を図るとともに、現場ニーズに合った維持管理、更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減を図る事業。	(1)長寿命化計画の策定又は変更の実施に当たっては、以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 海岸堤防等を有しない水門・陸開等に係る長寿命化計画で令和5年度までに策定されるもの又は既に策定されている長寿命化計画で以下の事項を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。 (ア)水門、樋門、陸開等の施設の追加 (イ)水門、樋門、陸開等の統廃合の位置付け イ 海岸堤防等を有しない沖合施設に係る長寿命化計画で令和7年度までに策定されるもの又は既に策定されている長寿命化計画で沖合施設の追加を反映させて令和7年度までに変更されるものであること。 ウ 既に策定されている長寿命化計画で新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置つけて令和7年度までに変更されるものであること。 (2)老朽化対策の実施に当たっては、以下のアからイまでの要件を全て満たすこと。 ア 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 イ 維持管理費用の見直し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ウ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下のおそれがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 エ 事業計画が作成されており、かつ、水産庁長官の同意を得ていること。 オ 事業計画における老朽化対策の総事業費が次に掲げるとおりであること。 (ア)都道府県が行うもの 5千万円以上 (イ)市町村が行うもの 2千5百万円以上														海岸管理者 (都道府県、市町村)		
津波対策緊急事業	津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り込む箇所において、計画的・集中的に海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を行う事業。	次の1)~5)までの要件を満たすもの (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがあり、かつ、一連の防護区域（海水の侵入および浸水するおそれがある区域）に地域中核機能集積地区（背後に救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。 (2) 1km 当たりの防護面積が5ha 以上又は防護人口が50人以上の海岸であること。 (3) 事業計画が策定されていること。 (4) 事業計画に位置付ける総事業費が4億円以上であること。 (5) 以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となり取り組む対策であること。 (ア) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づき津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。 (イ) 津波防災地域づくり法に基づき津波災害警戒区域若しくは津波災害特別警戒区域が指定されていること、又は指定されることが確実であること。														海岸管理者 (都道府県、市町村)		
農山漁村地域整備交付金	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、第1種漁港又は第2種漁港の漁港施設の整備及び共同漁業種の区域内等先に地域水産物供給整備事業	(1) 計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの (2) 漁港と漁場の一体的整備又は漁港の単独整備の場合 ・第1種漁港又は第2種漁港であって、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの ・1漁港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの 利用漁船の実隻数が50隻程度以上 登録漁船隻数が50隻程度以上 整備金額が1億円程度以上 (3) 漁港の単独整備の場合 共同漁業種の区域内の原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数が100隻程度以上のもの														都道府県 市町村 漁業協同組合等		
水産物供給基盤整備事業	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生産場の環境改善又は、漁場と連携する水域等における漁場への影響の未然防止を行う事業並びに漁港区域内における水産物供給基盤整備事業	・計画事業費が一事業につき5千万円以上（市町村、漁業協同組合等が行う事業は1千万円以上）のもの。 ・水質底質改善施設整備については、全体計画面積が2,500m <sup>2</sup> 以上（第一種漁港及び第二種漁港については1,200m <sup>2</sup> 以上）のもの。 ・放置産廃物の処理については、都道府県又は市町村が行う事業についても5千万円以上のもの。														都道府県 市町村 漁業協同組合等		







表-2.2 各種事業制度（補助率）

公共事業

水産基盤整備事業

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設				水産種苗生産施設	浄化・廃油	荷さばき所（※1）、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	漁場施設					備考					
			外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送				魚礁	養殖場	増殖場	増養殖推進	漁場保全						
特定漁港漁場整備事業	本土	第1種～第3種	1/2				1/2	1/2（※2）	1/2	1/2 ※増養殖推進、漁場保全については水産流通基盤整備事業を除く ※広域フロンティアについては、2/3 ただし、沖縄は以下のとおり					<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3</li> <li>・北海道の離島は北海道と離島のうち高い方を適用</li> <li>・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3</li> <li>・離島架橋は2/3</li> </ul>					
		特定第3種	2/3	1/2	1/2（※2）	1/2														
		第4種	2/3	2/3	1/2	1/2														
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10				7/10	6/10	7/10	7/10	7/10						
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3														
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10				7/10	6/10	7/10	7/10	7/10						
		第4種	8.5/10	8.5/10	2/3	5.5/10														
	沖縄	第1種～第4種	9/10							9/10	8/10	2/3	7/10	7/10						
	奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3														
	水産流通基盤整備事業	本土	第2種～第4種	1/2	1/2	1/2（※2）				1/2	1/2	1/2	1/2（※2）	1/2					<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3</li> <li>・北海道の離島は北海道と離島のうち高い方を適用</li> <li>・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3</li> <li>・離島架橋は2/3</li> </ul>	
北海道		第2種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10														
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3														
離島		第2種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10														
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10														
沖縄		第2種～第4種	9/10				9/10	8/10	2/3	7/10										7/10
奄美		第2種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3														
										1/2	1/2	6/10								
										1/2										



事業名	所管	漁港種別等	漁港施設					漁場施設					備考	
			外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	水産種苗生産施設	浄化・廃油	荷さばき所(※1)、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	魚礁	養殖場	増殖場		増養殖推進
水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)	本土	第1種～第4種	1/2				1/2	1/2(※2)	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	輸送施設は、道路及び橋に限る。 ・漁港施設用地は、用地護岸及び人工地盤に限る。 ・荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場は高度衛生管理型荷さばき所に限る。 ・浄化・廃油施設は、浄化施設に限る。 ・( )内は計画事業費が1億円以上
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10								
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3								
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10								
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10								
	沖縄	第1種～第4種	9/10											
奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3									
漁港施設機能強化事業	本土	第1種～第4種	1/2				1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3  ・北海道の離島は北海道と離島のうち高い方を適用 ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3  ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3 ・離島架橋は2/3	
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10								
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3								
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10								
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10								
	沖縄	第1種～第4種	9/10											
奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3									
水産環境整備事業	本土	一般・沖合漁場	水質底質改善、浄化・廃油1/2 清掃船 1/4 廃船処理 1/3				1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	・( )内は計画事業費が1億円以上 ・広域フロンティアについては、2/3
	北海道	一般・沖合漁場												
	離島	一般												
	沖縄	一般												
		沖合漁場												
	奄美	一般												
							7/10		1/2	7/10	1/2	1/2		
							6/10				(6/10)	(6/10)		
									1/2					

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設						漁場施設					備考	
			外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	水産種苗生産施設	浄化・廃油	荷さばき所(※1)、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	魚礁	養殖場	増殖場	増養殖推進		漁場保全
水産生産基盤整備事業(※3)	本土	第1種～第4種	1/2	1/2	1/2(※2)	1/2	1/2	1/2	1/2(※2)	1/2					・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかっているものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10				1/2					
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3				1/2					
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10				1/2					・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかっているものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 ・離島架橋は2/3
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10				1/2					
	沖縄	第1種～第4種	9/10							1/2					・( )内は計画事業費が1億円以上
	奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3				1/2					

(※1) 出荷用の立替場や一次処理のための場外専用施設を含む。

(※2) 特定第3種漁港の衛生管理に対応したもののみ2/3

(※3) 水質底質改善、浄化・廃油施設整備、清掃船建造、廃船処理も水産環境整備事業と同様の補助率で実施可能。

事業名	所管	漁港種別等	漁業集落排水施設	水産飲雑用水施設	漁業集落道	防災安全施設	緑地・広場施設	用地	備考
漁村整備事業	全国(沖縄を除く)		1/2						・津波避難対策緊急事業計画にかかっているものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
	沖縄		5.5/10						

### 漁港海岸事業

事業名	本土	北海道	離島	沖縄	奄美
高潮対策	2/3※	2/3※	2/3※	9/10	2/3
侵食対策	2/3※	2/3※	2/3※	9/10	2/3
海岸保全施設整備連携事業	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
海岸メンテナンス	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
津波対策緊急	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3

注) ※海岸法施行令第8条第2項に基づき、別途主務大臣が指定するもの。

農山漁村地域整備交付金又は沖縄振興公共投資交付金 交付率一覧表

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設					漁場施設					備考
			外郭施設	水城施設	係留施設	用地・輸送	摩油	魚礁	養殖場	増殖場	増養殖推進	漁場保全	
地域水産物供給基盤整備事業	本土	原則、第1、2種及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備	1/2					1/2					・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3
	北海道		7/10	7/10	6/10	5.5/10	1/2					・北海道の離島は北海道と離島のうち高い方を適用 ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3	
	離島		8/10	8/10	6/10	5.5/10	1/2					・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3 ・離島架橋は2/3	
	沖縄		9/10					1/2	1/2	6/10			
	奄美		9/10	9/10	8/10	2/3	1/2						
水城環境保全創造事業	本土		水質底質改善、摩油 1/2 清掃船 1/4 廃船処理 1/3										1/2
	北海道												
	離島												
	沖縄												
	奄美												
漁港関連道整備事業(道路整備のみ)	本土		主要1/2、一般・附帯1/2・1/3										・離島架橋は2/3
	北海道		主要5.5/10、一般・附帯1/2										
	離島		主要5.5/10、一般・附帯1/2										
	沖縄		主要4/5、一般・附帯1/2										
	奄美		主要7/10、一般・附帯1/2										
漁港環境整備事業			1/2										・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3

事業名	所管	漁港種別等	漁村関連施設	備考
漁業集落環境整備事業	沖縄以外		1/2	・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであつて避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3
	沖縄		5.5/10	
	地域資源の堆肥化施設		1/3	

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設、漁村関連施設	漁場施設	備考
漁村再生交付金	本土		1/2	1/2	・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3
	北海道		6/10	6/10	・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3
	離島		6/10	6/10	・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあつては2/3
	沖縄		7.5/10	7.5/10	
	奄美		7.5/10	7.5/10	

#### 農山漁村地域整備交付金又は沖縄振興公共投資交付金のうち、海岸関連事業

事業名	本土	北海道	離島	沖縄	奄美
高潮対策	1/2 2/5(※1)	11/20	11/20	9/10	2/3
侵食対策	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
海岸堤防等耐震対策	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
海岸堤防等老朽化対策	—	—	—	9/10	—
津波・高潮危機管理対策	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)
海岸環境整備	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3

※1 海岸法施行令第8条第1項第5号に該当するもの(都市海岸高度化事業)

※2 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置(堤防スロープ等)を実施するもの

#### 地方創生整備推進交付金

事業名	所管	漁港種別等	外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	浄化・廃油	漁港環境整備施設	津波避難対策緊急事業として整備される避難路等の整備(※1)						備考
地方創生港整備推進交付金	本土	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3						
	北海道	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3						北海道内で、離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域として指定された離島地域については、離島所管の補助率を適用する。
	離島	第1種～第2種	8/10	8/10	6/10	5.5/10	1/2	1/2	2/3						
	沖縄	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3						※離島振興対策実施地域の対象外のため、本土と同じ補助率を適用
	奄美	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3						※離島振興対策実施地域の対象外のため、本土と同じ補助率を適用

※1 南海トラフ地震特別措置法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路(以下「避難経路」という。)の整備又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難経路若しくは津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備

**非公共事業**

事業名	所管	漁港種別等	外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	増殖・養殖 用施設	荷さばき所(※1)、製氷、冷凍及 び冷蔵施設並びに加工場	その他の施設					備考 (※1) 出荷用の立替場や一次処理の ための場外専用施設を含む。
漁港機能増進事業	本土	第1種～第4種	5/10	5/10	5/10	5/10	5/10	5/10	5/10等					
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10	5/10	5/10	5/10等					北海道の離島は補助率が高い方を適用
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3	5/10	5/10	5/10等					
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10	5/10	5/10	5/10等					
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10	5/10	5/10	5/10等					
	沖縄	第1種～第4種	9/10	9/10	9/10	9/10	5/10	5/10	5/10等					
	奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3	5/10	5/10	5/10等					

**浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標:防災対策)**

政策目標	対象施設	所管			備考
		本土	離島 (※1)	沖縄 (※2)	
漁港機能高度化 目標	防災対策 津波漂流防止施設、避難施設、異常気象情報観測・監視施設、防災情報 伝達施設、災害時援助施設、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設、 既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	1/2以内 (※)	5.5/10以内 (※)	2/3以内	(※)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推 進に関する特別措置法第11条、南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法第12条に定める津波避難対策緊急事業 計画に基づき実施する事業により整備される施設については、2/3以 内

(※1) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

(※2) 沖縄振興特別措置法第3条第1項に規定する沖縄

(※3) 補助率、対象施設、実施要件等の詳細については、以下を参照してください。(2022年6月末時点)

水産基盤整備事業:「水産基盤整備事業補助金交付要綱」(平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知)、

「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)、

「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通)

漁港海岸事業:「漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱」(昭和32年7月4日付け32水港第3682号農林事務次官依命通知)

農山漁村地域整備交付金:「農山漁村地域整備交付金実施要綱」(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)、

「農山漁村地域整備交付金実施要領」(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、

21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知)、「農山漁村地域整備交付金交付要綱」(平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官通知)

地方創生港整備推進交付金:「地方創生港整備推進交付金交付要綱」(令和4年6月17日付け4水港第676号農林水産事務次官及び国港総第188号国土交通事務次官依命通知)

「漁港施設に係る地方創生港整備推進交付金の交付事務の取扱いについて」(平成28年4月20日28水港第49号水産庁長官通知)

漁港機能増進事業:「漁港機能増進事業等補助金交付要綱」(平成29年3月31日28水港第3295号農林水産事務次官依命通知)

「漁港機能増進事業実施要領」(平成29年3月31日28水港第3288号農林水産事務次官依命通知)

「漁港機能増進事業実施要領の運用について」(平成29年3月31日28水港第3319号水産庁長官通知)

浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標:防災対策):水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知)

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知)

## 2. 災害に強い漁業地域づくり事業

### 2-1 趣 旨

漁港漁村の大半は背後に山が迫っているような地形条件にあり、また集落の形態は集居・密居の割合が高く、集落内道路も狭いため、地震・津波等災害の被害を最も受けやすい条件下にある。また、昨今、東日本大震災をはじめとする地震・津波等の災害が頻発しているほか、海溝型地震等による津波発生への恐れにより、国民の防災に対する関心が高まっている。さらに、こうした地震・津波等の発生によって水産物流通市場や漁港施設が被害を受け、地域・国民経済への悪影響を及ぼすことが危惧されている。

このような背景を踏まえ、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び被災地の支援基地としての漁港利用など漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト一体的な考えの下、漁港漁村における減災対策を実施する。

### 2-2 内 容

漁業地域におけるハード・ソフトを含めたトータルの防災強化対策として、安全安心な漁港・漁村の就労環境・生活環境の確保、災害における消費者への水産物の安定供給の確保、漁港と海岸保全施設等の連携による「多重防護」の導入等を図るため、「災害に強い漁業地域づくり事業」に係る地域の基本計画を作成し、これに基づき以下の構成事業をはじめとした取組を総合的かつ効率的に実施する。なお、(1)及び(3)は(2)の事業の中で実施するものとする。

#### (1) 調査計画事業

- 1 漁港・漁村・海岸施設の安全度評価
- 2 施設の防災減災検討調査 等

#### (2) 整備事業

- 1 公共事業（農山漁村地域整備交付金を含む）

<水産基盤整備関係事業>

- ・岸壁の耐震化、人工地盤、可動式防波堤、防波堤の嵩上げ、粘り強い構造を持つ防波堤、ヘリコプターの離発着場所として転用可能な用地整備、漂流防止の施設、避難広場、避難路 等

<漁港海岸事業>

- ・護岸の嵩上げ、水門等の遠隔操作化等

- 2 非公共事業

<浜の活力再生・成長促進交付金>

漁港や漁村において、共同利用施設の耐震化や避難施設の整備、災害の未然防止を図るために必要な施設整備等を支援

### (3) 災害管理対策事業

防災安全度の向上を図るために行う潮位計等の観測機器や水門等の遠隔操作装置等の整備

具体的には、以下の3つの観点から防災強化対策を図る。

#### ① 災害時における水産物流通機能の確保

水産物の流通機能を確保する観点から、主として地震災害を念頭に、水産物の流通の拠点となる漁港において、岸壁や荷さばき施設の耐震化など災害時の水産物流通機能の確保を図る。

#### ② 漁港の就労者や来訪者の津波避難対策事業の安全性確保

漁港の就労者や漁港への来訪者の津波避難対策等の安全性確保の観点から、避難路や避難場所の確保、防災活動の推進など安全対策を図る。

#### ③ 漁村の総合的な防災対策

漁村の総合的な防災対策の観点から、地震・津波・高潮等の災害を念等に、被災地の支援基地としての漁港利用など、漁村における総合的な防災対策の強化を図る。

### 2-3 事業実施主体

事業実施主体：(1) 公共事業

国，都道府県，市町村（各事業毎に規定）

(2) 非公共事業

地方公共団体，漁業協同組合等（各事業毎に規定）

2-4 補助率 1/2 等（各事業の補助率による）